

広島県告示第九百九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
中山東一丁目七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市東区		中山東一丁目						二〇九五番	標柱一号及び二号		
		中山鏡が丘						甲五一六番	標柱三号、四号及び五号		
		中山東一丁目						二〇八〇番	標柱六号、七号、八号及び九号		
								二〇八一番一	標柱一〇号		
								二〇九一番	標柱一号		
								二〇九〇番三	標柱二号		
								二〇九四番三	標柱一三号、一四号、一五号、一六号、一七号及び一八号		